

大気汚染防止法に基づく水銀排出施設及び排出基準

	水銀排出施設	規模・要件（以下のいずれかに該当するもの）	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ )	
			新規施設	既存施設 <sup>(注2)</sup>
1	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	● 燃焼能力 <sup>(注3)</sup> 50L/時以上	8	10
2	小型石炭混焼ボイラー <sup>(注4)</sup>		10	15
3	一次精錬の用に供する施設	銅又は工業金	15	30
4		鉛又は亜鉛		
5	二次精錬の用に供する施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400
6		工業金		
7	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	● 火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 ● 焼却能力 200kg/時以上	30	50
8	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物 <sup>(注5)</sup> 又は水銀含有再生資源 <sup>(注6)</sup> を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。)(施設規模による裾切りはなし。)	50	100
9	セメントの製造の用に供する焼成炉	● 火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 ● 燃焼能力 <sup>(注3)</sup> 50L/時以上 ● 変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80 <sup>(注7)</sup>

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算 10 万 L/時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注7) 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140  $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ です。